

日本に残る人種差別問題

世界では、「人種の違い」を理由とした差別によって、さまざまな人々が被害を受けています。日本においても、以下のような「人種差別」が歴史的に存在しています。

部落差別（同和問題）

日本では、食肉処理や葬儀、皮革加工などといった生物の生死に関わる仕事に就く人々をひとつの集落に隔離し、不当な扱いを行っていた過去があります。このような差別問題が「部落差別（同和問題）」と呼ばれている、現在もなお日本に残っている人種差別問題です。1881年、明治政府によって不当な差別的扱いを行う身分制度は廃止されましたが、差別意識は依然として残っており、特定の住所に戸籍を持っている人々は婚約時などに差別的な扱いを受けることがあります。

アイヌ民族への差別

北海道を中心とした地域に古くから住んでおり、独自の文化や習慣を持ち暮らしていました。しかし、明治時代に開拓が進み、多くの本土の人々が北海道に移り住むことで、当時の政府は一方的に同化政策を推し進めました。この同化政策によって、アイヌ語や狩猟の禁止、土地の強制的な取り上げなど、アイヌの人々は不当な扱いを受け、当時の差別意識が現在においても残り続けています。

外国人への差別

日本には多くの外国人が暮らしていますが、「言語」「宗教」「週間」などの違いから、差別的な扱いを受ける問題が増加しています。日本人ではないといった理由だけで就職や入居、施設の利用を断られるなどの不当な扱いを受けるケースもあります。また、外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）も、日本における人種差別行為として、対策が求められています。

差別は、「先入観」や「偏見」「固定概念」によって生まれます。このような間違った意識をなくすためには、お互いの「違い」について正しく理解をすることが大切です。

日本には歴史的に行われてきた差別問題があり、今もなお人々を苦しめています。このような差別問題を解消するために、さまざまな取り組みが実施され、少しずつ改善されてきていますが、差別をなくすには、まだまだ取り組みを強化する必要があります。また、法律などによる差別行為の規則は必要ですが、根本的に差別をなくすには、個人の意識を変えることが何よりも重要です。国民一人ひとりが差別問題を解決しなければならないといった意識を持ち、差別解消に向けた行動を起こすことが、日本から差別問題をなくすきっかけとなるでしょう。



なごみ

第 289 号

2026年4月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL0774-78-3488

FAX0774-78-3212



SDGsコンパスHP

「日本に残る差別問題とは？歴史や現状と対策について解説」より抜粋



みんなで築こう 人権のまちづくり



『第24回和東町人権フェスティバル』を開催しました

令和8年3月1日（日）、和東町人権ふれあいセンターにて『第24回和東町人権フェスティバル』を開催しました。保育園の園児たちは、元気いっぱい歌声を披露してくれました。うた絵本Live Caravanの荻田七緒子さん、北島ともかさんによる絵本のミュージカルは、生の音で絵本の世界を体験するというリアルな体験をしていただけたかと思えます。午後からの染谷西郷さんによる人権トーク&ライブでは音楽を通しての人生経験談や歌声に会場の皆さんも感動されていました。



保育園児たち

屋外ではさまざまな模擬店、子ども館では、各教室で作成した作品の展示があり、多くの方に来場していただき、賑わいのある一日となりました。



荻田七緒子さん & 北島ともかさん

本年度も無事に「和東町人権フェスティバル」を開催することができました。ご協力いただきました皆様、ご来場いただきました皆様、誠にありがとうございました。このイベントを機に、皆様の人権意識を高めていただき、ひとり一人が尊重される町を目指して、行動していただけることを願っています。



染谷西郷さん

ひとりで悩まずご相談ください。

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

4月の相談日

月日…4月27日(月)
時間…午後1時30分～4時
場所…人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)
TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

